

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時にNACCS外為法関連業務の停止があった場合の取扱いについて

平成15・08・18貿局第2号・輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号

平成15年8月27日 貿易経済協力局

最終改正 輸出注意事項2020第11号・輸入注意事項2020第24号

(令和2年6月19日公布、同年6月21日施行)

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たっての記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録等の際し、NACCS外為法関連業務の停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり定め、令和2年6月21日から実施する。

記

1. 定義

- (1) この通達において「専用電子計算機」、「申告者」、「NACCS外為法関連業務」及び「許可・承認・確認情報」とは、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け、平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号（以下「電子裏書通達」という。）1「定義」に規定するものをいう。
- (2) この通達において「申告者の自らの使用に係る入出力装置」とは、電子裏書通達3に規定するものをいう。
- (3) この通達において「NACCS外為法関連業務の停止」とは、NACCS外為法関連業務がシステムの障害により通常の運用を行わない状態（以下「システム臨時停止状態」という。）をいう。

2. システム臨時停止状態の確認

申告者は、税関への輸出入申告に当たって、NACCS外為法関連業務の障害の理由により裏書登録等の作業が出来ないことが発生した場合は、システム臨時停止状態であるか否かの確認を、申告者の自らの使用に係る入出力装置から輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運用するNACCS掲示板に表示される運転状況により行うものとする。

3. システム臨時停止状態の際の手続

- (1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達4（2）又は（3）の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.（1）及び（2）に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。  
なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特定包括輸出許可に係る貨物の場合については、4.（2）に規定する書類の提出は要さないこととする。
- (2) 税関は、申告者の申し出によりシステム臨時停止状態の際の輸出入申告であることを確認した上で、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第5条第1項又は輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）第15条第1項の規定による確認を（1）の規定により申告者から提出された書類により行うこととする。

- (3) 税関は、(2)により輸出令第5条第1項又は輸入令第15条第1項の確認をした場合は、(2)の書類に当該確認を行った税関官署及び日付を押印し、(1)の書類に貼り付け割り印を行って申告者に返還し、当該書類を速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室(以下「電子化・効率化推進室」という。)に提出するよう、申告者に指示をするものとする。
- (4) 申告者は、当該書類を速やかに電子化・効率化推進室に提出することとする。
- (5) 申告者は、当該手続を行った輸出入申告のうち、システム臨時停止状態以前に既に裏書情報の記録等を行った後にシステム臨時停止状態になった輸出入申告については、システム運転再開後に電子化・効率化推進室からデータ復旧操作の指示を受けるものとする。

#### 4. 税関の確認のために申告者が提出する書類等

- (1) 電子裏書通達4(2)①によりシステム臨時停止状態になる前に専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申告者の自らの使用に係る入出力装置等へ取り出した許可・承認・確認情報であって、当該電子許可・承認・確認情報を書面に印刷したもの(注)
  - (注) 次に掲げる書面とする。
    - 1 輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号)別表第3又は別表第4
    - 2 輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令)別表第2
    - 3 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)別紙様式第6の2
    - 4 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)別紙様式
- (2) 輸出又は輸入しようとする貨物の内容を記載した別添の書面

(別 添)

電子情報処理組織が運用を臨時に停止している間に行う通関の記録

輸出許可（輸出承認・輸入承認・確認）番号： \_\_\_\_\_

税関申告番号 申告年月日	※1 商品 番号	商 品 名	※2 送状数量 [単位]	送状金額 [単位] 建 値	通関数量 (船積数量) [単位]	※2 通関金額 [単位]	※3 積出港	備 考	通関年月日 税関記名押印

- 注 (1) ※1：輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合、輸出許可又は輸出承認の商品が記載されている欄の番号を記載すること。  
輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。
- (2) ※2：輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合は記載不要。
- (3) ※3：輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。